中小企業いばらき

CONTENTS

クローズアップ	1
中央会ニュースダイジェスト	7
国・県・関係機関からのお知らせ	10
月次景況調査結果	14
組合運営等Q＆A	17
中央会だより	21

MAY
5
2025
No. 799

ネモフィラ　国営ひたち海浜公園（ひたちなか市）
出典　観光いばらき
https://www.ibarakiguide.jp/

発行　茨城県中小企業団体中央会　https://www.ibarakiken.or.jp/
〒310-0801　茨城県水戸市桜川2-2-35　TEL:029-224-8030（代）

令和７年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について

「官公需」とは、国や独立行政法人、地方公共団体等が物品を購入する、サービスの提供を受ける、工事を発注することをいいます。

国は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第４条第３項の規定に基づき、官公需における中小企業・小規模事業者向けの契約目標、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るための措置事項等を定める「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を、毎年度作成し、閣議決定しており、本年度の同基本方針は令和７年４月 22 日に閣議決定されました。

本号では、同基本方針の概要を紹介します。

詳細は、以下の経済産業省の以下サイトを参照ください。

https://www.meti.go.jp/press/2025/04/20250422001/20250422001.html

Ⅰ　中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する事項

１　中小企業者の受注の機会の増大の意義

我が国経済は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。こうした中で、我が国経済を持続的発展の軌道に乗せていくためには、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号。以下「官公需法」という。）第２条第１項に規定する中小企業者（以下「中小企業・小規模事業者」という。）の受注機会の増大を図り、その事業活動の活性化を図ることが重要である。

現在、政府は、中小企業における賃上げ実現に向け、生産性向上、下請取引の適正化及び価格転嫁の促進に取り組んでいるところであり、物価上昇を上回る賃金上昇を定着させるためには、官公需の発注においても、率先垂範して、受注企業の労務費、原材料費等のコストの増加分が価格転嫁され、賃上げ原資の確保につながることが必要である。

さらに、東日本大震災並びに令和２年７月豪雨及び令和６年能登半島地震により被災した中小企業・小規模事業者への更なる配慮が必要である。 国等（官公需法第２条第３項に規定する国等をいう。以下同じ。）は、地方公共団体との連携も踏まえつつ、新規中小企業者（官公需法第２条第２項に規定する新規中小企業者をいう。以下同じ。）に対する措置も含め、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に向けた一層の取組に努めるものとする。

なお、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第３条第１項において「独立した中小企業者」を施策の対象とする旨を規定していることを踏まえ、大企業の支配下にあるいわゆる「みなし大企業」については、これを対象に含まないことに留意するものとする。

２　国等の中小企業・小規模事業者向け契約目標

(1)中小企業・小規模事業者向け契約目標(比率・金額)

▽比率：61％

▽金額：５兆 9,193 億円

（参考：令和６年度　目標　61％　５兆 3,557 億円）

(2)新規中小企業者※向け契約目標(比率)

▽比率：３％以上

※創業 10 年未満の中小企業・小規模事業者

なお、国等は、中小企業・小規模事業者向け契約の実績金額について、各府省及び公庫等（官公需法第２条第３項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）別に、物件、工事及び役務別の情報を公表するとともに、新規中小企業者向け契約の各府省及び公庫等別の実績金額について公表するものとする。

また、中小企業庁は、令和６年度の国等の官公需総実績金額に占める中小企業・小規模事業者若しくは新規中小企業者向け契約の実績金額の比率が前年度と比較して大きく低下している又は令和７年度における国等の官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者若しくは新規中小企業者向け契約目標の比率を大きく下回る機関に対し、必要に応じ、改善に向けた取組について聴取を行うものとする。

３　各省各庁の長及び公庫等の長による契約の方針の作成及びその推進体制の整備

省各庁の長及び公庫等の長は、官公需法第５条第１項の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（以下「国等の契約の基本方針」という。）に即して速やかに「中小企業者に関する契約の方針」を作成するとともに、同方針に定められた措置等を推進するための体制を整備するものとする。原則として、

当該体制には各機関の全ての内部組織が参画することとし、特に会計・調達担当部局が主体的に関与することが必要である。

Ⅱ　中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

国等は、中小企業基本法第３条に掲げる基本理念に則り、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化を図るため、国等の契約の基本方針に基づき、以下のとおり中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講ずる。その運用に際しては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、国等は、中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注となるように工夫するとともに、調達する物件等（工事及び役務並びに物件をいう。以下同じ。）の受注を確保しようとする独立した中小企業・小規模事業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。 また、国等としても、必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするという、調達における経済性の原則の重要性を踏まえつつ、契約の内容や状況等に応じた適正な予定価格の作成により物件等の発注を推進するものとする。

なお、国等の契約の締結に当たっては、予算の適正な使用に留意し、消費税及び地方消費税については、その適正な転嫁を確保するとともに、人件費、原材料費やエネルギーコストの上昇分について適正な転嫁を確保するものとする。あわせて、東日本大震災並びに令和２年７月豪雨及び令和６年能登半島地震に係る措置をとる場合も含め、世界貿易機関政府調達協定、政府調達に関する我が国の各種行動計画、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年 法律第 100 号)、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成 24 年法律第 50 号)、犯罪対策閣僚会議決定（平成 26 年 12 月 16 日）等の犯罪や非行をした者を雇用している協力雇用主に関する事項及び女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成 28 年３月 22 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）等との整合性を確保するものとする。さらに、国は、民営化された独立行政法人等のうち、国及び地方公共団体がその株式の過半を保有している会社に対し、国等の契約の基本方針を参考として、可能な限り、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講ずるよう要請する。

１ 官公需情報の提供の徹底

国等は、透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、官公需に関連する情報の提供促進のため、次の措置を講ずるものとする。

（１）個別発注情報の提供と説明
（２）官公需情報ポータルサイトによる情報提供
（３）中小企業基盤整備機構による情報提供
（４）官公需に関する相談体制の整備

２ 中小企業･小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫

（１）総合評価落札方式の適切な活用
（２）分離・分割発注の推進
（３）適正な納期・工期、納入条件等の設定
（４）調達・契約手法の多様化における中小企業・小規模事業者への配慮
（５）知的財産権の取扱いの明記
（６）同一資格等級区分内の者による競争の確保
（７）中小企業官公需特定品目等に係る受注の機会の増大
（８）調達手続の簡素・合理化
（９）国と地方公共団体が連携した情報共有・交換のための協議会

３ 中小企業･小規模事業者の特性を踏まえた配慮

（１）小企業者を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮
（２）技術力等のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大
（３）地域の中小企業・小規模事業者等の積極活用 国等は、地方支分部局等において消費される物件等については、極力地方支分部局等における調達を促進することにより、地域の中小企業・小規模事業者等の受注機会の増大を図るものとする。
（４）中小企業・小規模事業者の適切な評価
（５）中小建設業者に対する配慮
（６）事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮
（７）中小石油販売業者に対する配慮
（８）外注における地域の中小企業・小規模事業者の活用、適正な人件費確保等の周知
（９）中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

４ ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

国等は、官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引き上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、ダンピング対策の充実、消費税の

円滑かつ適正な転嫁の確保等、適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達の推進を図るため、適切な対策を講ずるものとする。

（１）ダンピング防止推進の周知
（２）適切な予定価格の作成
（３）低入札価格調査制度の適切な活用等
（４）最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し
（５）労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応
（６）消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適切な対応

５ 東日本大震災の被災地域等の中小企業･小規模事業者に対する配慮

東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、国等は、特に以下の措置を講ずるものとする。

（１）官公需相談窓口における相談対応
（２）適正な納期・工期の設定及び代金の迅速な支払
（３）地域中小企業の適切な評価
（４）適切な予定価格の作成
（５）科学的・客観的根拠に基づく適切な契約
（６）官公需を通じた被災地域への支援

６ 令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域の中小企業･小規模事業者に対する配慮

令和２年７月豪雨及び令和６年能登半島地震の被災地域の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、国等は、特に上記５に掲げる（１）から（４）までと同様の措置を講ずるものとする。

７ 地方公共団体への協力依頼

（１）国等の契約の基本方針の要請等
（２）国等の契約の基本方針に準じて講じられた措置の実施状況の公表
（３）連携推進体制の活用

Ⅲ 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項

１ 新規中小企業者の活用に関する基本的な事項

国等は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るために、次の措置を強力に推進するものとする。なお、公共工事については、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が工事等の受注者の技術的能力等に負うところが大きいこと等の特性に鑑み、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、工事等の経験、施工状況等の評価、技術者 の経験その他技術的能力を考慮し、工事の品質の確保に留意するとともに、入札及び契約の透明性、競争の公正性の確保等に配慮し、受注者を選定することで確保されることに留意するものとする。

（１）新規中小企業者への配慮
（２）新規中小企業者の受注機会増大に向けた契約実績の把握
（３）地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮

２ 組合の活用に関する基本的な事項

（１）事業協同組合等、官公需適格組合の受注の機会の増大

① 国等は、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づいて設立された事業協同組合等、及び同事業協同組合等の中から共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合の受注機会の増大に努めるものとする。なお、ＷＴＯ政府調達協定上、国が協同組合又は連合会と締結する契約には、同協定が適用されないこととなっており、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和 55 年政令第 300 号）第 11 条及び予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 99 条 18 号においても事業協同組合等との契約は随意契約を締結できるとされていることから、これらの随意契約を締結する可能性を排除しないように留意することとする。なお、独立行政法人等についても同様に本協定の適用除外とされている（協定附属書Ⅰ表付表３に関する注釈１）。

② 中小企業庁は、中小企業団体中央会が、事業協同組合等の共同受注体制を整備し、官公需適格組合設立を促進するため、共同受注のモデルとなる規約を整備し、普及促進を行う取組を支援するものとする。

（２）官公需適格組合の活用

① 国等は、官公需適格組合の競争契約参加資格審査に当たっては、総合点の算定方法に関する特例の一層の活用に努めるとともに、中小企業庁は、地方推進協議会の場等を活用して特例の措置が講じられていない地方公共団体に対して、所要の措置が講じられるよう要請するものとする。

② 国等は、官公需適格組合制度について、官公需適格組合の発注機関別受注実績を公表するほか、各府省等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関に対し、当該制度の一層の周知徹底に努めるもの

とする。また、国は、地方公共団体に対する当該制度の一層の周知に努めるものとする。

③ 中小企業庁は、全国中小企業団体中央会が、新規中小企業者の受注力の向上を図るために行う、官公需適格組合への加入や新規組合の設立を促進するための説明会の開催等の取組を支援するものとする。

Ⅳ　Ⅰから Ⅲまでに掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

（１）国等の契約の基本方針の普及及び徹底等

（２）国等の契約の基本方針の措置状況の通知及び情報の公表

（３）国等の契約の基本方針の共有

【参考】

官公需適格組合制度とは

経営規模の小さな中小企業１社では受注が難しい高額や規模の大きい案件でも、数社で共同して受注すれば、確実に契約を履行できる場合があり、その対応策の１つとして、協同組合等による官公需の共同受注がある。

▽官公需適格組合制度は、中小企業の共同受注を進めるため、一定の要件を満たす協同組合等を中小企業庁（各地方経済産業局）が証明する制度。

▽官公需適格組合は、入札参加の際に特例※の対象となる

▽ 「国等の契約の基本方針」において、官公需適格組合の活用を進め、中小企業の受注機会の増大を図ることとしている。

※特例

証明を受けた官公需適格組合は、競争契約参加資格審査において、生産・販売高、資本金などについて、組合の数値に組合員の数値を合算される特例がある。特例を受けることにより、上位の等級に格付けされる可能性がある。

1. 対象組合

事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会を対象とする。

なお、次に掲げる組合は、証明を受けることができない。

・設立後１年を経過しない組合

・定款によりその行おうとする共同受注の対象事業について関係法令に基づく許可、認可、登録又は届出を要する場合には、当該許可等を受けていない組合

・その直接又は間接の構成員たる事業者の３分の１以上が大企業又は大企業若しくはその役員から当該事業者の発行済株式総数の２分の１以上の出資を受けている等大企業からその事業活動について実質的に支配を受けていると認められる中小企業者であるもの

・官公需適格組合の証明を取り消され、その取り消しの日から２年を経過しない組合

2.証明区分

官公需適格組合の証明は、「物品納入等（物品・役務）」と「工事」に分けられている。

区分		受注対象品目等（例）
物品納入等	物品	石油製品、事務用品、家具、印刷、繊維製品等
	役務	清掃業務、調査研究、広報、システムの管理、機器等の賃貸借及び保守等
工事		建設工事、土木工事、建築工事、電気工事、管工事、造園工事等

3.証明基準

官公需適格組合の証明基準は、「物品納入等（物品・役務）」と「工事」の区分毎に、以下のとおり定められている。

（１）物品納入等（物品・役務）

① 組合の共同事業に関し、組合員の協調裡に円滑に行われていること

② 官公需の受注について熱心な指導者がいること

③ 事務局常勤役職員が１名以上いること

④ 共同受注担当役員が定められていること

⑤ 共同受注担当役員を含めた若干名をもって構成する共同受注委員会が設置されていること

⑥ 次の内容を有する官公需共同受注規約が定められていること

イ. 組合が受注しようとする物品等の種類及び規模

ロ. 共同受注に係る物品等についての具体的かつ公正な配分基準

ハ. 組合の役員及び共同受注に係る案件を実施した組合員が当該案件に関し連帯して責任を負う旨

⑦ 共同受注委員会が適正に運営が行われ、共同受注規約に従って組合運営が行われていること（２回目以降の申請（更新の申請を含む。）の場合。）。

⑧ 共同受注した案件に関する検査体制が確立されていること

⑨ 共同受注体制に関し問題がないこと

⑩ 組合運営を円滑に遂行するに足りる経常的収入があること
⑪ 経理的基礎又は金銭的信用の面で問題がないこと 等

（２）工事
① 上述「物品納入等」の証明基準の①、②、④、⑧～⑪
② 共同受注事業を１年以上行っており、証明申請日の前１年間において、相当程度の共同受注実績があること
③ 組合の定款において、組合員が自由脱退する場合の予告期間を１年としていること
④ 証明申請日の前１年間（２回目以降の申請（更新の申請を含む。以下同じ。）の場合にあっては２年間）において、組合と組合員とが同一の官公需の競争入札に応札したことがないこと
⑤事務局役職員が次のようであること
イ. 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であって、工事１件の請負代金の額が3,500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、7,000万円）以上のものを請け負おうとする組合にあっては、常勤役職員が２名以上おり、当該役職員のうち１名以上が技術職員であること
ロ. 上記以外の工事を請け負おうとする組合にあっては、事務局常勤役職員が１名以上いること
⑥ 組合独自の事務所を有していること
⑦ 共同受注担当役員を含めた若干名をもって構成する共同受注委員会が設置されていること
⑧ ⑤のイに掲げる組合にあっては、組合の役員及び技術職員が中心となり、共同受注に係る工事の施工の基本方針等についての総合的な企画及び調整を行う企画・調整委員会が設置されていること
⑨ 次の内容を有する官公需共同受注規約が定められていること。
イ．組合が受注しようとする工事の種類及び規模
ロ．共同受注に係る工事についての具体的かつ公正な配分基準
ハ．組合技術職員が共同受注に係る工事の現場において、施工組合員の技術職員との密接な連絡の下に技術上の総合的な監督指導に当たる旨
ニ．組合の役員及び共同受注に係る工事を施工した組合員が当該工事に関し連帯して責任を負う旨
ホ．共同受注に係る工事を施工した組合員が脱退する場合には、当該案件に関し脱退後においても連帯して責任を負う旨の取決めを組合との間で交わす旨
⑩ ⑦の共同受注委員会及び⑧の企画・調整委員会が適正に運営が行われ⑨の共同受注規約に従って組合運営が行われていること（２回目以降の申請の場合。）。
⑪ 自己資本、資金調達力、欠損状況その他の観点からみて工事を履行するに足りる経理的基礎を有すると認められること

４ 証明の有効期間

官公需適格組合の証明の有効期間は３年間で証明書に明示される。

なお、工事に係る証明の有効期限の始期は、４月１日、７月１日、10月１日、１月１日のいずれかである。

また、更新に係る証明を行う場合には、当該申請組合が初回に証明を受けた日から当該更新に係る証明の有効期限の始期までの継続証明期間を証明書に記入する。

５ 茨城県内の官公需適格組合

茨城県内では、11組合（令和７年３月末時点）が官公需適格組合の証明を取得し、共同受注事業を実施している。

組合名	区分
ひたちなか市ビル管理事業協同組合	役務
常陸太田市管工事業協同組合	役務
茨城県石油業協同組合	物品
茨城県南部生コンクリート協同組合	物品
協業組合茨城中央ガス	工事
水戸市管工事業協同組合	役務
筑南総合建設協同組合	工事
茨城県県南造園土木協業組合	工事
総合開発協同組合	工事
県西建設業協同組合	工事
筑西自動車整備協業組合	役務

※官公需適格組合制度の詳細、また同制度の証明を取得しようとする組合は、中央会支援課までお問合せください。

あなたのチャレンジを応援します！

企業とともに未来へ

LINEはこちら！▶

最新情報や経営支援などの情報を配信中!

右の QR コードを読み込むか、公式アカウントより「茨城県信用保証協会」で検索し、友だち登録をお願いします。

ホームページはこちら！▶

茨城県信用保証協会

本　　店　〒310-0801 水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館内　TEL 029-224-7811
土浦支店　〒300-0043 土浦市中央二丁目2番28号　TEL 029-826-7811

茨城県中小企業団体中央会団体扱
「オーナーズプラン」のご案内

BESTパートナー
大樹生命

Owner's Plan

- 事業保全資金
- 事業承継・相続
- 就業不能
- 役員の退職慰労金・弔慰金
- 従業員の退職金・弔慰金

限りない繁栄のために…

リスクマネジメントは万全ですか？

※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社　茨城支社

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル 3F　TEL:029-224-3132
https://www.taiju-life.co.jp/

R-2021-5001 (2021.4)

中央会ニュースダイジェスト

中央会では、毎週月曜日（休刊日の場合は翌日）、茨城新聞の経済面に、「中央会ニュース」を掲載し、会員組合等や中央会の事業内容、中小企業や組合等の経営・運営に資する情報を発信しています。

本コーナーでは、「中央会ニュース」に掲載した内容の一部を紹介します。

【組合等】

創立 60 周年記念式典を開催

茨城県税理士協同組合

茨城県税理士協同組合（平田泰史理事長）の創立 60 周年記念式典が３月 19 日、水戸市内で開かれ、組合員や来賓、関係者など約 170 人が出席した。

平田理事長は、60 年を振り返り、歴代理事長等の功績に敬意を表した上で「税理士をめぐっては、デジタル化の進展、企業経営の多様化、税制改革の推進など変革の時代を迎えている。これまで築いてきた基盤を大切に守りながら、柔軟な発想と積極的な姿勢で新たな事業に取り組んでいきたい」とあいさつした。

式典では、組合発展に貢献した組合員に功労者表彰を、提携先企業に感謝状が授与された。

平田理事長があいさつ

かけこみ 110 番クリアファイルを贈呈

茨城県石油商業組合

茨城県石油商業組合（稲葉修一理事長）は３月 27 日、茨城県教育委員会を訪問し、「かけこみ 110 番クリアファイル」を寄贈した。

同組合の社会貢献委員会委員長の小島守副理事長が当教育委員会の柳橋常喜教育長にクリアファイルを手渡した。

ファイルは、2025 年度、県内の 474 小学校（国公立、私立、特別支援学校）に入学する児童約２万４千人に配布される。同組合では、07 年度から県内の新入学児童にファイルを配布しており、本年で 19 年目。これまでに約 54 万枚を寄贈している。

「かけこみ 110 番」は、地域貢献活動の一環として同組合が取り組んでいる事業で、こども、女性、高齢者等の安全と安心を守るため、県内のガソリンスタンドに「かけこみ 110 番」ののぼりやポスターを掲示して、犯罪や事故に巻き込まれた際に警察や消防等に連絡する緊急連絡所の役割をもつ。また、不審者に追いかけられた、急に体調が悪くなった、トイレに行きたい、水が飲みたい時などにもガソリンスタンドが、これらの対応にあたっている。

小島副理事長は、「引き続き、小学校や警察などと連携して地域に貢献していきたい」と説明。

これに対し、柳橋教育長は同組合に感謝状を贈呈し「登下校中の子供たちに対して、ガソリンスタンドの従業員が声をかけてくださり、夏の暑い時期には休ませてくださるなど、とてもありがたく感じている」と話した。

柳橋教育長と同組合の社会貢献委員

【中央会】

拡大総会開催　茨城大学との連携強化

茨城産業会議

県内経済４団体（茨城県経営者協会、茨城県商工会議所連合会、茨城県商工会連合会、茨城県中小企業団体中央会）で構成する茨城産業会議（議長＝笹島律夫県経営者協会会長）の「2024 年度第２回拡大総会」及び「茨城産業会議と茨城大学の連携に関する代表者会議」が３月 28 日、水戸市内で開かれた。

拡大総会では、25 年度の事業活動方針・収支予算などを決定し、次の９項目を柱に活動することとした。▽県が取り組む「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に協力する▽関係機関が取り組む中小企業支援事業を積極的に支援・協力する▽産学官連携事業の支援に努める▽地域経済の好循環の実現に向けた中小企業支援に努める▽デジタル社会の形成とグリーン社会の実現に向けた中小企業支援に努める▽激甚化・頻発化する大規模自然災害への対応支援を推進する▽多様な人材の活躍推進に努める▽中小企業の成長発展と次

代を担う若者の育成に努める▽海外との交流を通じて経済発展を目指す

茨城産業会議と茨城大学の連携に関する代表者会議では、24 年度連携事業の実施報告、25 年度連携事業計画等を決定した。また、茨城大学の留学生が「留学生としての就職活動とサポートへの期待」と題して、自身が県内で就職活動を行った経験を踏まえた感想などを発表した。

その後、同大学が 24 年度に創設した地域未来共創学環の取組み状況や県内企業との共同研究事業の実施状況などについて参加者で意見を交わした。

茨城産業会議と茨城大学の連携に関する代表者会議

外国人技能実習生の日本語スピーチ大会

中央会は３月 23 日、外国人技能実習生による日本語スピーチ大会をひたちなか市内で開催した。

県内には、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）に基づき、約 160 の監理団体の監理および指導の下、約１万７千人の外国人技能実習生が様々な職種の仕事に従事している。労働力人口が減少している中、産業を支える人材を確保するためには外国人材の活用が不可欠な状況にあることから、同大会を通じて外国人技能実習生に対する理解を深めるとともに、活動意欲の向上につなげ、ひいては本県が外国人から選ばれるための一助とすることを目的に開催した。

同大会には、当会会員で監理団体である事業協同組合の組合員事業所に所属するインドネシア、カンボジア、ミャンマー、タイ、フィリピンの５カ国の外国人技能実習生８人が出場。文化や習慣の異なる日本に来て、技能実習活動や日々の生活を通じて学んだことや感じたこと、また、将来の夢などをテーマにスピーチした。

審査員による審査の結果、最優秀賞にインドネシア出身のニ・ルフ・デウィ・アスティチさん（常陸アドバンズ協同組合（石橋誠理事長））、優秀賞には、インドネシア出身のファルハン・ズルカルナインさん（つくば国際事業協同組合（武笠弘一理事長））とミャンマー出身のテッ・ミェッ・ミン・ニーさん（波崎国際交流協同組合（石田浩一理事長））が選ばれ、表彰状と記念品を贈った。

審査員から「参加者全員がスピーチ大会に向けて精一杯取り組んだ様子が窺えて感動した。日本での活動や将来の夢に向かって頑張ってほしい」と講評した。

また、外国人技能実習生が母国の唄や舞踊等を披露する「ワールドステージ」では、フィリピン国歌の斉唱やタイの国技「ムエタイ」の実演が行われ、会場を盛り上げた。

スピーチ大会表彰式　参加者と審査員

米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口

国は、米国の関税措置に関し、自動車産業や鉄鋼・アルミ産業など、わが国を支える国内産業や世界経済全体に大きな影響を及ぼしかねないことから、総合的な対応を図るため、内閣総理大臣を本部長とする「米国の関税措置に関する総合対策本部」を設置し、米国との協議・交渉を行うとともに、影響を受ける事業者に対する支援に取り組んでいる。

自動車産業は、国内出荷額の２割を占めており、部品メーカーも含めた広範囲なサプライチェーンを有していることから、経済産業省は４月３日「米国関税対策本部」を設置。

ＪＥＴＲＯ、政府系金融機関、商工団体など全国約 1105 ヶ所（４月 11 日時点）に「米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口」を設置し、自動車部品メーカーなど、影響が懸念される事業者からの相談を受け付けている。茨城県中小企業団体中央会も同窓口を設置している（平日の８時 30 分から 17 時 15 分まで。☎029－224－8030）。

また、茨城県でも４月４日から「米国による関税措置の影響に関する相談窓口」を設置し、影響が懸念される県内事業者からの相談に対応している（平日の８時 30 分から 17 時 15 分まで）。産業戦略部産業政策課企画グループ内　☎029－301－2674

茨城県電気工事業工業組合

理事長　浅野晃司

副理事長	文道敏雄	副理事長	石川重信
専務理事	浅野和郎	常務理事	笠倉勉
常務理事	佐藤正則	常務理事	秋山啓市

〒310−0045　水戸市新原１丁目２番７号
TEL 029-252-3133　FAX 029-252-3134
Ｅメールアドレス：ibaden@ibaraki-denkouso.com
ホームページアドレス：http://www.ibaraki-denkouso.com/

調査員が電気をサポート

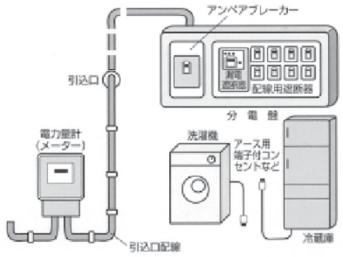

電気の安全を通して、
地域に貢献する

茨城電気安全サービス

車検・定期点検

は国の認証を受けた 整備工場へ!!

関東運輸局長認証
普通小型自動車特定整備事業

普通自動車（小型）（分解整備、電子制御装置整備（自動運行装置を除く）に限る）
普通自動車（乗用）（分解整備、電子制御装置整備（自動運行装置を除く）に限る）
小型四輪自動車（分解整備、電子制御装置整備（自動運行装置を除く）に限る）
小型三輪自動車（分解整備、電子制御装置整備（自動運行装置を除く）に限る）
軽自動車（分解整備、電子制御装置整備（自動運行装置を除く）に限る）

小型二輪自動車

この看板
が目印です！

茨城県自動車整備商工組合
一般社団法人 茨城県自動車整備振興会

〒310-0844　茨城県水戸市住吉町 292-5
TEL 029-247-4330　FAX 029-247-7667
URL:https://www.seibi.or.jp
E-mail:ibaraki@seibi.or.jp

国・県・関係機関等からのお知らせ

2025年版中小企業白書・小規模企業白書が閣議決定されました

経済産業省

中小企業庁が取りまとめた、「令和６年度中小企業の動向」及び「令和７年度中小企業施策」（中小企業白書）、並びに「令和６年度小規模企業の動向」及び「令和７年度小規模企業施策」（小規模企業白書）が４月25日、閣議決定されました。

【2025年版中小企業白書・小規模企業白書の方向性】

▽円安・物価高の継続や「金利のある世界」の到来による生産・投資コスト増、構造的な人手不足など、中小企業・小規模事業者が直面する状況は依然として厳しい状況です。一方で、地域経済・日本経済全体の成長の観点からも、雇用の７割を占める中小企業・小規模事業者への期待は大きく、地域コミュニティ・経済・文化・課題解決の担い手として、地域経済基盤を維持し、地域のニーズに細やかに対応する役割も期待されています。

▽激変する環境において、中小企業・小規模事業者が課題を乗り越え、成長・持続的発展を遂げるに当たっては、経営者が、自らが置かれている状況と方向性を把握し、適切な対策を打つ力としての「経営力」が重要です。本書では、この「経営力」に焦点を当て、事例を交えつつ分析を行いました。

【2025年版中小企業白書・小規模企業白書のポイント】

１．中小企業・小規模企業の動向

▽令和６年度は円安・物価高が継続し、30年ぶりに「金利のある時代」が到来しました。輸出より輸入比率が高く、借入金依存度も高い中小企業・小規模事業者にとって、これらは利益下押しのリスクとなり得るため、中小企業・小規模事業者が直面する状況は依然として厳しい状況です。

▽また、2024年の春季労使交渉では、約30年ぶりの賃上げ率を達成しましたが、大企業との差は拡大しました。中小企業の労働分配率は既に８割に近いため、更なる賃上げ余力も厳しい状況です。一方で、人手不足は依然として深刻な状況にあるため、人材確保のために業績改善を伴わない賃上げも増えています。

▽こうした状況を踏まえれば、コストカット戦略は限界を迎えています。物価、金利、人件費の上昇と、構造的な人手不足に直面する今こそ、積極的な設備投資・デジタル化と、適切な価格設定・価格転嫁の推進により、付加価値や労働生産性を高める経営に転換していくことが必要です。

２．中小企業・小規模企業の成長・持続的発展に向けて有効な取組

▽こうした課題を乗り越え、成長・発展を遂げるに当たっては、経営者が、自らが置かれている状況と方向性を把握し、的確な対策を打つ力としての「経営力」が重要です。本白書では、「経営力」について、以下３つの観点から分析を行いました。

A. 個人特性面：異業種・広域ネットワークで他の経営者と交流し、学び直しに取り組む経営者の成長意欲の高さは業績向上に寄与する。

B. 戦略策定面：経営計画策定・実行、差別化や市場環境を意識した適切な価格設定を行う戦略的経営は業績向上や賃上げ・投資を促進する。

C. 組織人材面：経営理念、業績・経営情報の共有を重視するオープンな経営は業績向上に寄与する。賃上げ、社内コミュニケーション円滑化、働き方・職場環境改善など、従業員を大切にする人材経営は従業員の確保・維持に貢献する。

▽その上で、中小企業では、売上高規模ごとに異なる「成長の壁」の打破が必要となります。成長の加速段階では、経営者にないスキルを持つ補完型人材の確保や、経営者の職務権限分散による一人経営体制の克服が重要であり、売上高100億円以上では、拡大する組織を経営者と共に支える経営人材やDX人材の確保が重要です。また、企業規模拡大には、積極的なM&Aやイノベーション、海外展開の推進が有効な手段となり得ます。

▽小規模事業者では、事業規模・商圏が限られる中、差別化による独自の強みの創出が重要です。また、経営計画策定等を通じ、経営者のリテラシーを高め、経営の振り返りと改善のサイクルを通じた「経営の自走化」を目指すことも重要です。加えて、地域の社会課題解決事業を担うビジネスの推進も期待されています。

※詳細は以下サイトを参照してください。

○2025年版中小企業白書・小規模企業白書の概要
https://www.meti.go.jp/press/2025/04/20250425001/20250425001-1r.pdf

○2025年版中小企業白書（全文）
https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2025/PDF/chusho.html

○2025年版小規模企業白書（全文）
https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2025/PDF/shokibo.html

国・県・関係機関等からのお知らせ

令和7年度労働保険年度更新の申告・納付のお知らせ

茨城労働局

労働保険の保険料は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までの１年間を単位として、すべての労働者（雇用保険については、被保険者）に支払われる賃金の総額に、その事業の種類ごとに定められた保険料率を乗じて算定します。

労働保険では、年度ごとに概算で保険料を納付（徴収法第 15 条）し、年度末に賃金総額が確定したあとに精算（徴収法第 19 条）する方法をとっています。

したがって、事業主の方は、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが必要となります。これが「年度更新」の手続きです。

手続きが遅れますと、政府が保険料・拠出金の額を決定し、さらに追徴金（納付すべき保険料・拠出金の 10%）を課すことがありますので、十分ご留意ください。

令和７年度労働保険の年度更新の申告・納付期間は６月２日（月）から７月 10 日（木）までとなります。電子申請による申告書の提出は、６月１日（日）８時から可能です。

◇雇用保険料率及び労災保険料率について

・雇用保険料率

一般の事業	14.5/1,000
農林水産等の事業	16.5/1,000
建設の事業	17.5/1,000

https://www.mhlw.go.jp/content/001401966.pdf

・労災保険料率

令和６年度から変更なし

https://www.mhlw.go.jp/content/roumuhiritu_r05.pdf

【問合せ先】

茨城労働局総務部労働保険徴収室（TEL 029-224-6213）又は各労働基準監督署、各公共職業安定所

https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/

少額随意契約の基準額の引上げについて

総務省

昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、地方自治法施行令を改正し、少額随意契約の基準額が引上げられ、令和７年４月１日から施行されています。

（　）内は、改正前の金額

１．工事又は製造の請負

都道府県及び指定都市　400 万円（250 万円）

市町村（指定都市を除く。以下同じ。）　200 万円（130 万円）

２．財産の買入れ

都道府県及び指定都市　300 万円（160 万円）

市町村　150 万円（80 万円）

３．物件の借入れ

都道府県及び指定都市　150 万円（80 万円）

市町村　80 万円（40 万円）

４．財産の売払い

都道府県及び指定都市　100 万円（50 万円）

市町村　50 万円（30 万円）

５．物件の貸付け

都道府県及び指定都市　50 万円（30 万円）

市町村　30 万円（30 万円）

６．前各号に掲げるもの以外のもの

都道府県及び指定都市　200 万円（100 万円）

市町村　100 万円（50 万円）

https://www.soumu.go.jp/main_content/001002061.pdf

茨城県外国人材適正雇用推進宣言制度がはじまりました

茨城県

茨城県では、不法就労に頼らない産業構造・地元経済を促進するため、適正雇用に係る雇用主の 意識啓発を図ることを目的に、茨城県外国人材適正雇用推進宣言制度を定め、「外国人材適正雇用３原則」を次のとおり定めました。

不法就労者を雇わない、雇わせない、見過ごさない

御賛同いただける県内の事業者、業界団体等の方につきましては、上記の宣言を行った上で、知事に申し出ることができます。

◇対象者

・茨城県内に事務所、事業所等をおく方

・上記の宣言をしている方

その他の要件については、下記チラシ又は要項を御確認ください。

（チラシ）

https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/rosei/documents/chirashi.pdf

（要項）

https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/rosei/documents/youkou.pdf

◇県に申出を行った方には…
・専用ステッカー（宣誓者標章）を配布します。
・県ホームページで申出者を公表します（希望者のみ）
◇申出の方法
外国人材適正雇用推進宣言申出書に必要事項を記入の上、以下の申出書提出・問合せ先まで提出をお願いします（申出書提出・問合せ先リンクをクリックしていただくと、同サイト内に申出書の様式が掲載されています。）。
【提出先・問合せ先】
茨城県産業戦略部労働政策課　外国人材適正雇用推進室
TEL 029-301-3849
E-mail　rousei8@pref.ibaraki.lg.jp
https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/rosei/sengen.html

知財に関するお悩みの相談をお受けします

茨城県知財総合支援窓口

知財総合支援窓口は、中小企業等が抱える経営課題やアイデア段階から事業展開までの知的財産に関する相談をワンストップで受け付ける相談窓口です。
中小企業等の皆さまからのご相談に対応するため、定期的に知財専門家（弁理士・弁護士）を窓口に設置しています。
・弁理士による相談（原則として毎週１回）
・弁護士による相談（原則として毎月１回）
なお、ご相談は予約制になっておりますので、あらかじめ窓口にご連絡ください。具体的な日程等については、ホームページに随時掲載していますのでご確認ください。
また、常設窓口以外にも、原則として毎月１回、県内各地に臨時窓口を設置し、ご相談に応じます。こちらも、ご相談は予約制になっておりますので、あらかじめ窓口にご連絡ください。具体的な日程等については、ホームページに随時掲載していますのでご確認ください。
［相談例］
○先行知財調査の方法を知りたい
○特許や商標等の出願手続きや拒絶理由通知への対応方法等のアドバイスを受けたい
○パッケージ等のデザインを真似されたくない
○ネーミングやロゴマークを保護したい
○海外展開（外国出願）に関するアドバイスを受けたい
○製造方法や顧客名簿などの営業秘密を守りたい
○取引先との秘密保持についてアドバイスを受けたい
【相談申込・問合せ先】
茨城県知財総合支援窓口
ひたちなか市新光町 38
（㈱ひたちなかテクノセンター１階）
TEL 029-264-2237
https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/ibaraki/

障害者施設への発注促進について

茨城県

茨城県では、障害者施設等で働いている方々の工賃工場に向けて茨城県共同受発注センターを設置し、施設の活動紹介や受注できる業務の確保に取り組んでいます。
しかし、本県の就労継続施設Ｂ型事業所で働く障害者の平均賃金は、令和５年度は月額 19,882 円（全国平均 23,053 円）、全国順位も 44 位と下位にとどまっています。
つきましては、障害者施設への業務の積極的な発注や、最低賃金の上昇や物価高騰等を考慮した発注単価の引上げについてご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。
※茨城県共同受発注センターは、県からの委託を受けたて、受注業務のあっせん・仲介等の窓口を行っており、斡旋料は無料です。
［受注業務例］
○弁当・パン・菓子製造
○事務用品、小物・雑貨製造
○印刷
○情報処理、テープ起こし等
○簡易加工（ボールペン等組立、景品等袋詰め等）
○縫製
○清掃、施設管理
○農業・園芸
○対面販売
【問合せ先】
茨城県福祉部障害福祉課企画グループ
TEL 029-301-3357
茨城県共同受発注センター
TEL 029-243-3022
https://kyodojuhacchu.pref.ibaraki.jp/

「新しい林業」に向って意欲と能力を発揮する

美和木材協同組合

理事長　川 西　正 則

〒319-2603 茨城県常陸大宮市鷲子46-1
電話 0295-58-2899　FAX 0295-58-2043
URL https://miwamoku.net　E-mail info@miwamoku.net

茨城県鐵構工業協同組合

耐震改修・鉄骨製作は国交省大臣認定工場へ

水戸市笠原町600-35
TEL 029-305-2202 FAX 029-243-2444
URL https://i-tekko.jp

鉄骨は改修・再利用・再加工ができます。
ライフスタイルや用途変更に合わせ長く利用できます。耐震性に優れ、安心・安全です。

各共済のお申込み・ご相談は

茨城県火災共済協同組合

（元受）：全日本火災共済協同組合連合会
：関東自動車共済協同組合

水戸市桜川 2-2-35　茨城県産業会館 8 階
TEL029-224-0610
FAX029-231-3704

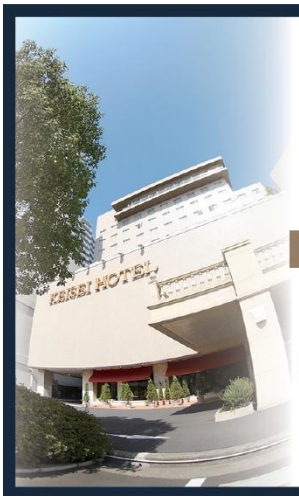

LUNCH
11:00~14:30(L.O14:00)
DINNER
17:00~21:00(L.O20:00)

レストランのご案内

景山
LUNCH
平日 11:30~14:30(L.O14:00)
土日祝日 11:30~15:00(L.O14:30)
DINNER
平日 17:00~21:00(L.O20:30)

日常からとき放たれる おいしいひととき
MITO KEISEI HOTEL
〒310-0011 茨城県水戸市三の丸1-4-73
TEL 029-226-3111(代表)　ホームページ

月次景況調査結果 －2025 年3期―

都道府県中央会は、会員組合等の役職員を情報連絡員として委嘱（組合等の役職員約 2,600 名に委嘱（茨城県は 50 名））し、情報連絡員が毎月、前年同月と比較した景況、売上高、収益状況等や結果や業況等に係るコメントを報告したものを全国中央会がとりまとめたもの。以下、2025 年３月期の報告内容の一部を掲載します。全国中央会ホームページで調査結果を公表しておりますのでご覧ください。
https://www.chuokai.or.jp/index.php/11960/

製 造 業

◇麺類（千葉県）
物流費及び商材の値上げが相次いだこと等により、ラーメン店の倒産が過去最高となった。米価値上がりによる麺類へのシフトが期待されるが、それほどでもない。

◇織物（東京都）
ネクタイ売上が順調。物価上昇などにより販売価格は上昇したが収益は減少。業界全体では、中国生産の減速、新規受注の減少、原料価格の高騰により、一部国内生産への回帰がみられる

◇製材（徳島県）
政策金利引上げの影響により、住宅需要は急激に減退している。それに伴い各製材工場の稼働も住宅着工に連動し、非常に厳しい状況に直面している。

◇加工紙（北海道）
段ボールの値上げが浸透し始めており、需要は上向きつつある。物価上昇が徐々に経営を圧迫しているが経費を見直す機会にもなるだろう。

◇印刷（栃木県）
年度末は繁忙期だが、昨年度実績には及ばない。経費増加分の価格転嫁や附帯需要の取り込み等で高付加価値化に取り組んでいる。

◇プラスチック製品（奈良都）
円安が利益率の低下を引き起こしており厳しい状況が続いている。電子機器や自動車関連では生産量改善の兆 しが見られるが、一般家庭向けの商品については厳しい状況が続いている。

◇コンクリート製品（山形県）
設計価格が上昇せず、原材料価格の上昇に追い付いていない。人件費高騰、資材費高騰などの要因により製造原価が上昇しているが、設計価格が上昇しないため収益が悪化している。

◇鍍金（三重県）
生産額は、堅調な状況である。中心は自動車関係であり、依然としてＥＶ関連の受注が好調である。今後については米国の関税引き上げにともない悪影響が出ることが懸念される

◇機械（福井県）
半導体関連の好調が伝えられる一方で、実感は乏しく、全体として受注は弱含みの状況。価格転嫁は難しくなっており、さらに人材確保の困難や中小鉄工所の廃業といった課題も深刻化している。

非製造業

◇建設資材卸（福島県）
引き続き仕入価格は上昇している。建築資材は４月と 10 月の値上げが多く、値上げ幅が大きいことも特徴。４月も 20%の値上げ要請があり困惑している。

◇野菜・果実小売（富山県）
３月の富山卸売市場は、前年同月比で数量 90%、単価 115%、売上は 103%となり、３月も単価高が続いた。野菜の単価は、令和６年度累計で前年比 122%と高値となっている。

◇商店街（鹿児島県）
タックスフリーをうまく使い、インバウンド需要を取り込んでいる店舗と、そうでない店舗があり、両者で差が生まれている。好事例を商店街として共有して商店街の各個店の連携を促したい。

◇広告美術（岐阜県）
年度末になっても受注状況は改善されず、厳しい状況が続いている。全体的に受注は停滞し、むしろ減少している。各資材が高騰し、利益に影響があるが、価格の競争が激しくなっている。

◇鉄骨工事（埼玉県）
建設費高騰に伴って建設計画を遅らせたり、中止する事案が増えており、県内でも大学病院建設計画が中止になった。工事取り止めは企業にとっては大きなダメージとなり、対応に苦慮することが多い。

◇左官工事（新潟県）
工事量は減少している。特に新潟市内は少なく、大型物件は更に僅かである。労務設計単価は上がっている が、材料、人件費の価格転嫁にゼネコンの理解が追い付いていない状況である。

◇一般貨物（石川県）
輸送量は前年比 10%減少。燃料については１リットル当たりで前年比７%増。燃料コストは４%程度しか減少しておらず、運賃交渉が進んでいないところは厳しい収益状況となっている。

◇質屋（奈良県）
金価格は史上最高値をさらに更新し、金製品の取引価格が上昇している。高級時計の相場は為替変動の影響が大きく、不安定な相場となり、買い控えが起こっている。

◇物品賃貸（広島県）
前月に続き受注増となった。受注の中身は万博関連と春休み期間のイベント等で売上に貢献した。しかし、依然として収益としては悪化している。

月次景況調査結果 －2025 年3期―

3月の景況DIは非製造業が4カ月振りに上昇、製造業は小幅低下。非製造業では、堅調なインバウンド需要に支えられたことにより景況感が回復し、4カ月振りに上昇に転じた。製造業では原材料、燃料、人件費等のコストの上昇に価格転嫁が追いついていない状況が継続しており、前月に続き景況感が低下した。人手不足の問題が多くの業種で収益力の足かせとなっている。また、米国関税の動向を不安視するコメントが、業種を問わず、数多く寄せられている。

全指標の前年同月比ＤＩの推移（直近１年間）

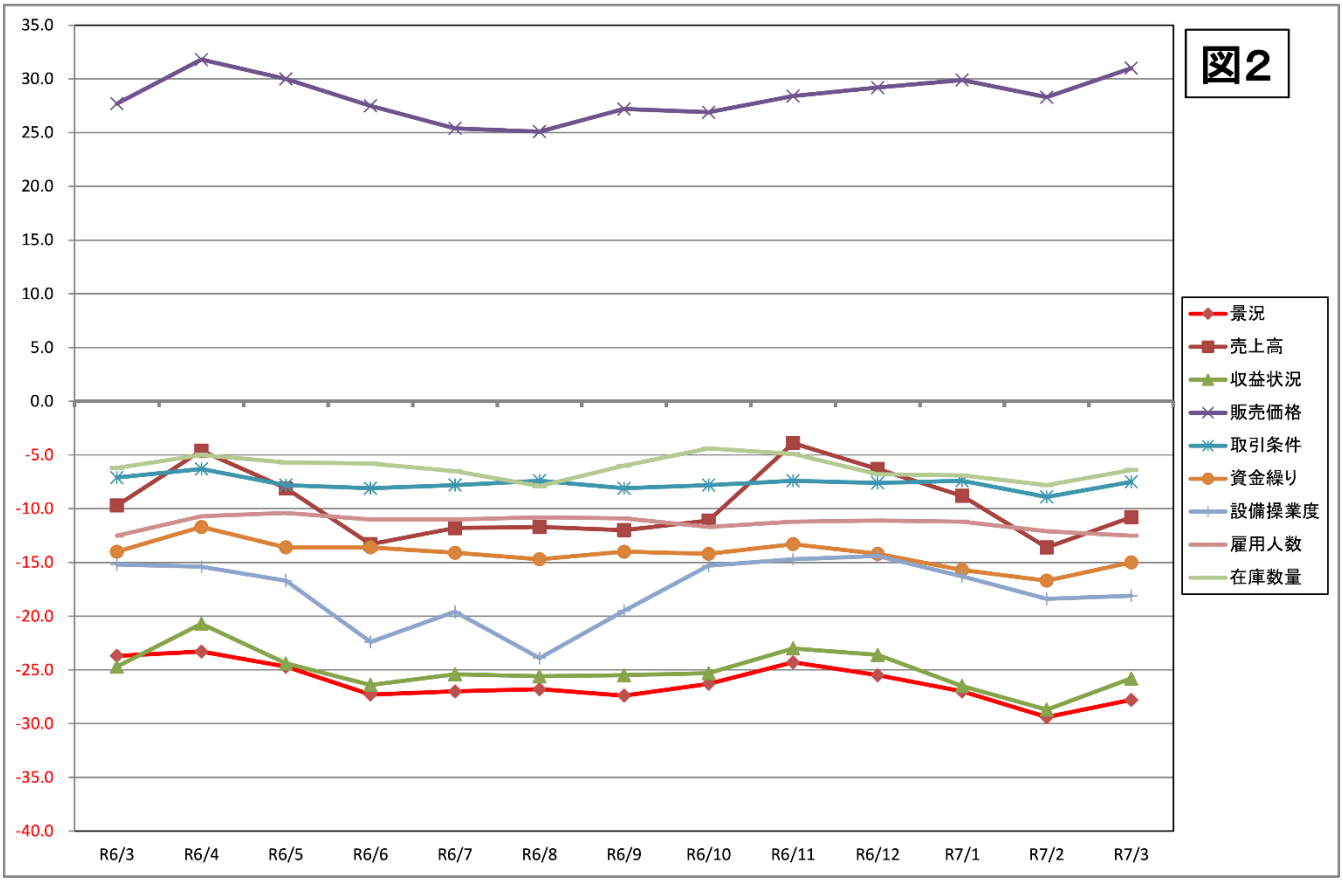

表1	R6 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7 1月	2月	3月	前月比
景　　況	−23.7	−23.3	−24.7	−27.3	−27.0	−26.8	−27.4	−26.3	−24.3	−25.5	−27.0	−29.4	−27.8	1.6
売 上 高	−9.7	−4.6	−8.1	−13.3	−11.8	−11.7	−12.0	−11.1	−3.9	−6.3	−8.8	−13.6	−10.8	2.8
収益状況	−24.7	−20.7	−24.4	−26.4	−25.4	−25.6	−25.5	−25.3	−23.0	−23.6	−26.5	−28.7	−25.8	2.9
販売価格	27.7	31.8	30.0	27.5	25.4	25.1	27.2	26.9	28.4	29.2	29.9	28.3	31.0	2.7
取引条件	−7.1	−6.3	−7.8	−8.1	−7.8	−7.4	−8.1	−7.8	−7.4	−7.6	−7.4	−8.9	−7.5	1.4
資金繰り	−14.0	−11.7	−13.6	−13.6	−14.1	−14.7	−14.0	−14.2	−13.3	−14.2	−15.7	−16.7	−15.0	1.7
設備操業度	−15.2	−15.4	−16.7	−22.4	−19.6	−23.9	−19.5	−15.3	−14.7	−14.4	−16.3	−18.4	−18.1	0.3
雇用人員	−12.5	−10.7	−10.4	−11.0	−11.0	−10.8	−10.9	−11.7	−11.2	−11.1	−11.2	−12.1	−12.5	−0.4
在庫数量	−6.2	−5.0	−5.7	−5.8	−6.5	−7.9	−6.0	−4.4	−4.9	−6.8	−6.9	−7.8	−6.4	1.4

お客さま第一をモットーに
安定したLPガスの供給に努めています

勝田ガス事業協同組合

代表理事　益　子　　徳

外　　役　員　一　同

〒312-0011 ひたちなか市中根5882番地

TEL 029-274-8416　FAX 029-273-7353

URL　https://g-katuta.com

E-mail katuta-gas@g-katuta.com

日運協

日運茨城事業協同組合

理事長　湯　浅　　隆

MOVING SAFETY
NICHIUNKYO

お任せ下さい
安全・確実・迅速
輸　　送

〒319-1102 茨城県那珂郡東海村石神内宿１９４５－１

電　話　０２９－２８２－７１２１(代)

ＦＡＸ　０２９－２８２－７１１９

E-mail　nitiunky@mito.ne.jp

ＵＲＬ　http://www.mito.ne.jp/~nitiunky/

組合運営等Q&A

総会の議決権･選挙権等について

Q1 事業協同組合の議決権･選挙権は出資口数の多寡にかかわらず、各組合員1個としなければならないか？

Ａ１　組合員は、各自１個の議決権と役員又は総代の選挙権を有している。この権利は、出資口数の多寡にかかわらず各組合員平等に１個であり、組合の具備すべき基準の一つであるから、定款、規約等をもってしても、これを組合員からはく奪することはできない（中協法 11 条）。

なお、組合員が議決権を平等にする例外として、議事の公平を図る観点から、議長に選任された組合員は、組合員としての議決権の行使を停止させられる。しかしながら、可否同数の場合には議長に決定権が与えられている（中協法 52 条１項、３項）。

Q2 通常総会に組合員本人が出席することができないため、書面又は代理で議決権を行使することができるか？

Ａ２　議決権及び選挙権は、組合員が直接行使すべきものであるが、議決権の行使、選挙権の行使はともに一つの意思表示であることから、民法の一般原則に従えば、通知及び代理による意思表示は無制限に認められることとなり、また、その場合、組合員が総会に出席したものと認められず、定足数について問題が生じることとなる。したがって、中協法 11 条２項以下においては、書面議決及び代理議決について制限を付して認めることとするとともに、これらの方法によって意思表示をする組合員を出席者としてみなしている。

制限条件は、第一に必ず定款に定めるところに従って行使しなければならないこと、第二に総会招集通知に記載された議案に限られること、第三に代理人の範囲は、その本人たる組合員の親族又は使用人であるか、あるいは他の組合員に限られること、第四に代理人は組合員４人までに限り代理できること、第五に代理人に対し、代理権限を証する書面の提出を要求していることの５点である。

なお、役員の選挙は、無記名投票によって行うこととされており（中協法 35 条８項）、一方、書面議決については書面議決書に組合員の氏名が明記されなければ有効なものと認められないことから、通常は書面によって選挙権を行使することは難しいものと考える。

また、代理人たる親族の範囲は民法 725 条（親族の範囲）に規定するところにより、組合員が法人である場合には、代表権を有しない取締役は、使用人の範囲に含むものとして、代表取締役の代理人となり得ると考えるのが適当である。

組合員名簿の作成、閲覧等請求について

Q3 組合員から組合員名簿の閲覧請求があったが、これに応じなければならないのか？

Ａ３　組合は、各組合員の氏名又は名称、住所及び居所、加入年月日及び出資口数・金額・払込年月日を記載・記録した組合員名簿を作成しなければならない（中協法 10 条の２）。

組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置き、組合員及び組合の債権者が閲覧・謄写を請求した場合には正当な理由がないのにこれを拒むことができない（中協法 10 条の３）。なお、正当な理由とは、書類の閲覧・謄写により知った内容を競業者に通報しようとし、又は通報したことのある場合など、組合の利益を害し又は不当な時期において請求のあるときとされている。また、個人情報保護法の施行に伴い、組合が個人情報の保護を理由として閲覧・謄写を拒否することは正当な理由には該当しないと考えられる。

組合員名簿を電磁的記録により作成する場合には、電子的方式、磁気的方式その他他人の知覚によって認識することができない方式で記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもので、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録できる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとすることが必要であり（中協法施行規則 53 条）、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求をすることとなる（中協法施行規則 54 条）。

中小企業等協同組合法（中協法）
https://laws.e-gov.go.jp/law/324AC0000000181/
中小企業等協同組合法施行規則
https://laws.e-gov.go.jp/law/420M60001F42001/

出典：中小企業等用同組合法逐条解説（全国中小企業団体中央会編集）

※組合運営等について疑問等がある場合は、お気軽に中央会にご相談ください。

けんしん
いつも親切
茨城県信用組合
地域とともに
明日をつくる
2025
ひと. まち. しごと
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
けんしんSDGs宣言

商工中金は、経営の総合支援パートナーへ。
01.
全国ネットワーク支援
47都道府県に広がる店舗網や7万社以上のお客さまとのリレーションを活かして、中小企業間の連携をサポートします。
02.
組合支援
組合運営のフォローや補助金等の情報提供、ご融資まで、中小企業組合の活動を情報と金融で継続的にサポートします。
03.
海外展開支援
海外拠点や現地の政府機関、提携金融機関とのネットワークを活かして、中小企業の海外進出を継続的にサポートします。
人を思う。未来を思う。
商工中金
水戸支店 029(225)5151
〒310-0021 水戸市南町3-5-7
https://www.shokochukin.co.jp/
商工中金
検索

茨城県中小企業団体中央会 会員・賛助会員の皆様

団体扱保険制度・各種共済制度のご案内

中央会では、会員及び賛助会員、並びに所属する事業所等の皆さまの福利向上、経費削減等のため、団体扱による保険制度（生命保険・損害保険）を設けております。中央会のスケールメリットにより、一般扱よりも割安な保険料でご加入いただける制度です。以下の取扱保険会社と類似の補償内容の保険を契約されている場合には、本制度に切り替えることも可能です。

また（独）中小企業基盤整備機構、（独）勤労者退職金共済機構が実施する共済制度の委託団体として申込書類受付等の業務も行っております。お気軽にご相談、お問合せください。

大樹生命 | あいおいニッセイ同和損保 | 共栄火災 | 損保ジャパン | 東京海上日動 | 三井住友海上

❶ 団体扱生命保険制度（月　払）

オーナーズ / パートナーズ Click!

組合･組合員･従業員を契約者とする**生命保険**です。

大樹生命	オーナーズプラン［法人または個人事業主］
	パートナーズプラン［役職員（個人）］

❷ 業務災害補償制度 Click!

労災事故に関わる幅広い補償制度です。
従業員の就業中のケガに対する補償（死亡・後遺障害、入院、通院）に加えて、労働災害における**事業者側の賠償責任**（使用者賠償責任）についても補償します。

あいおいニッセイ	業務災害補償プラン
共栄火災	業務災害補償制度
損保ジャパン	業務災害補償制度
東京海上日動	経営ダブルアシスト
三井住友海上	ビジネスJネクスト

❸ 取引信用保険制度 Click!

お取引先の倒産等により売掛債権が回収できず、損害を被った場合にその**損害の一定割合を補償する制度**です。

損保ジャパン	取引上手
東京海上日動	貸倒補償制度

❹ ビジネス総合保険制度 Click!

「損害賠償責任に関する補償（PL賠償、リコール、情報漏えい、施設賠償、業務遂行賠償等）」、「事業休業に関する補償」、「財物・工事に関わる補償」など、**事業活動を行う中で発生する様々なリスクを包括して補償**します。

あいおいニッセイ	ビジネス総合保険制度
損保ジャパン	ビジネス総合保険制度
東京海上日動	超ビジネスアシスト
三井住友海上	ビジネス総合保険制度

❺ サイバー保険制度 Click!

社会環境・法制の変化等により、事業者は常に情報漏えいリスクにさらされています。
本制度は、**内外を問わない情報漏えい事故への補償**をします。

あいおいニッセイ	サイバー保険制度
損保ジャパン	情報セキュリティサポート保険制度
東京海上日動	サイバー保険制度
三井住友海上	サイバー保険制度

制度名をクリックすると各制度の概要をご覧いただけます。
お問合せは、電話・FAX(裏面)・**お問合せフォーム**をご利用ください。 Click!

⑥ 中小企業海外PL保険制度

Click!

海外ＰＬ保険制度は、輸出した製品により
海外で生じた対人・対物事故によって負う
法律上の損害賠償責任を補償します。

損保ジャパン	海外PL保険制度
東京海上日動	海外PL保険制度
三井住友海上	海外PL保険制度

⑦ 所得補償制度

Click!

病気やケガで働けなくなった際の
所得の減少を補償します。
長期休業補償（GLTD）および介護補償も
ご用意しております。

あいおいニッセイ	所得補償プラン
損保ジャパン	休業補償制度
東京海上日動	休業補償プラン
三井住友海上	所得補償プラン

制度名をクリックすると
各制度の概要をご覧いただけます。
お問合せは、電話、FAX（下欄）または
お問合せフォーム をご利用ください。

Click!

⑧ 海外知財訴訟費用保険制度

Click!

製品やサービスの提供等によって、海外において（日本、北朝鮮を除く）、第三者の知的財産権を侵害したことまたは侵害するおそれがあることを理由として損害賠償請求等の訴訟の提起等を受けた場合の**訴訟費用等を補償**します。

損保ジャパン	海外知財訴訟費用保険制度
東京海上日動	海外知財訴訟費用保険制度
三井住友海上	海外知財訴訟費用保険制度

⑨ 倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）

Click!

取引先倒産による**連鎖倒産等を防ぐため**の共済制度

独立行政法人 **中小企業基盤整備機構**

⑩ 小規模企業共済制度

Click!

経営者、役員、個人事業主のための
積立による国の**退職金制度**

独立行政法人 **中小企業基盤整備機構**

⑪ 中小企業退職金共済制度

Click!

中小企業の従業員のための国の**退職金制度**

独立行政法人 **勤労者退職金共済機構**

FAX送付状

※切り取らずにこのままお送りください。後日、お電話いたします。

送付先 茨城県中小企業団体中央会　総務課 行　**FAX:029-224-6446**　TEL:029-224-8030

ご連絡先	貴団体名･事業所名			
	ご住所			
	電話番号		ご担当者名	
お知りになりたい制度に〇をつけてください。➡	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ❾ ❿ ⓫			
お問合せ内容				

※団体扱生命保険及び補償保険制度の保険内容・保険料の詳細については、保険会社がご説明いたしますのでご承知おきください。
ご記入いただいた上記内容につきましては、本制度の加入勧奨以外の目的には使用いたしません。

中央会だより

事務局の人事異動について

令和７年５月１日付けで、中央会事務局の人事異動を行いましたのでご案内します（　）内は旧。

各組合等の担当者も一部変更しましたので、別途、個別にご案内します。

▽支援課主事　安　　円（振興課主事）
▽支援課主事　手束友美（総務課主事）
▽振興課主事　野中俊宏（支援課主事）
▽支援課主事　鴨志田直紀（振興課主事）

各組合等に担当者等が巡回訪問をさせていただきます。ご希望の時期がある場合はお知らせください。なお、事前に相談したい内容等を連絡いただければ、巡回訪問当日、より具体的な説明や回答をいたします。

令和7年度専門家派遣事業について

中央会は、組合等運営の課題や組合等を通じて中小企業が抱える諸課題の解決の一助とするため令和７年度も専門家派遣事業を実施しています。

組合等や中小企業が直面している諸課題（法律、税務、経営、労働、技術や技能の承継、販路開拓、デジタル化や環境問題への対応等）の解決に向けて、各分野の専門家を会員組合等に派遣します。

また、インボイス制度への対応や価格転嫁に向けた取り組み、働き方改革、2024 年問題など法改正や諸制度改正に伴う課題については、会員組合等の組合員である中小企業に専門家を派遣します。専門家派遣の例は以下のとおり。

【組合等運営に係る派遣】
▽組合員への持分払戻に係る固定資産額の算定方法
▽組合と組合員との売買契約書条文の解釈
▽共同事業管理システム開発の進め方　など
【組合等を通じて組合員（中小企業）の経営課題等を解決するための派遣】
▽海外展開に向けた研修会
▽ＡＩの知識や技術を習得するための研修会
▽組合員の従業員向けの接客向上研修会　など
【組合員（中小企業）の経営課題解決するための派遣】
▽育児介護休業法改正に対応するため、就業規則改正のポイントを指導
▽価格転嫁を進めるため、人件費上昇に係るエビデンスとなる資料作成のポイントを指導
▽インボイス制度に対応するための会計ソフト導入に係る指導　など

専門家の派遣回数は、１組合・１事業所あたり、１事業年度２回まで。事業予算額に達した場合、本事業の目的・要件等に合致しない場合は利用することができません。

また、課題の内容によっては、他機関が実施する専門家派遣事業を紹介・仲介する場合もあります。

専門家派遣事業の詳細についての問合せ、また希望申込みは、支援課又は組合等担当者まで連絡ください。☎０２９―２２４―８０３０。

第 70 回通常総会･創立70周年記念祝賀会の開催について

第 70 回通常総会を、また、総会終了後、創立 70 周年記念祝賀会を以下の通り開催します。なお、開催案内は、別途、通知いたします。

▽開催日時
６月 30 日（月）14：00～18：30
・通常総会　14：00～15：40
・祝賀会（懇親会）　16：00～18：30
▽開催場所
水戸京成ホテル２階「瑠璃の間」
▽審議事項等
・令和６年度事業報告並びに収支決算の件　ほか
※当会は､本年 12 月に創立 70 周年を迎えることから、記念祝賀会を例年実施している総会終了後の懇親会と併せて開催します。

新入会員のご紹介

▽成田国際技研協同組合
・事務所所在地：神栖市
・主な事業：組合員のためにする外国人技能実習生共同受入事業

『中小企業いばらき』電子版について

本誌は、本年４月号から電子版となりました。

以下、二次元コードから登録いただければ、電子メールで機関誌発行の案内をいたします。

ご希望の方は、登録ください。

登録フォームＵＲＬ
https://forms.gle/RYC1LvfzbPv47W3R7